

特定非営利活動法人

地域であたりまえに育つ営みを支援する会

定 款

制定	平成12年	3月	4日
改定	平成14年	4月	30日
改定	平成18年	4月	30日
改定	平成25年	5月	8日
改定	令和3年	3月	9日
改定	令和3年	9月	28日
改定	令和5年	5月	16日

目 次

記載事項	頁	記載事項	頁
第1章 総 則		第5章 運営組織	
名称	1	委員会及び部会等	5
事務所	1	事務局	5
目的	1		
特定非営利活動の種類	1	第6章 資産及び会計	
事業の種類	1	資産の構成	5
		資産の管理	5
		経費の支弁	5
第2章 会 員		会計の原則	6
種別及び資格	2	事業年度	6
入会	2	事業計画及び予算	6
会費	2	事業報告及び決算	6
会員資格の喪失	2		
退会	2	第7章 定款変更及び解散等	
除名	2	定款の変更	6
会費の不変換	2	解散	6
		残余財産の帰属	6
第3章 役員			
種別及び定数	3	第8章 公告の方法	
選任等	3	公告の方法	6
職務	3		
任期	3	第9章 雑則	
解任	3	施行規則	7
報酬等	3		
顧問及び参与	3		
		付 則	8
第4章 会議			
種類及び開催	4		
構成	4		
招集	4		
総会の権能	4		
議長	4		
定足数	4		
議決	4 5		
議事録	5		

特定非営利活動法人
地域であたりまえに育つ営みを支援する会 定款

第1章

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 地域であたりまえに育つ営みを支援する会と称する。以下「本会」という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都町田市におく。

(目 的)

第3条 ノーマライゼーションの理念に基き障害を持つ人、持たない人の区別なく地域の中であたりまえに育ち、生活し、社会参加や自立ができるように支援、協力をを行い健全なノーマライゼーションの地域社会づくりと福祉の向上に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、地域福祉に関連して、次の活動に積極的に貢献する。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく、一般、特定相談支援事業、ほか会員の相談業務
- (2) 児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後活動等の事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 区市町村が実施主体となる地域生活支援事業の委託等の事業
- (5) 障害をもつ人や、高齢者も参加できる行事や活動の場を広げるレスパイトサービス事業
- (6) 関係機関、団体との連絡、学習、地域交流
- (7) 本会の事業に必要な資料の作成及び刊行等の情報提供
- (8) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (9) その他、目的を達成するために必要な事業

2 本会の活動資金を達成するために収益事業として、次の事業を行う。

- (1) バザー
- (2) チャリティーコンサート

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別及び資格)

第6条 本会の会員は、正会員、個人賛助会員、団体賛助会員の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- 2 正会員は、本会の趣旨に賛同し運営を行う者、又は、利用する者の個人とする。
- 3 個人賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人とする。
- 4 団体賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する団体とする。

(入 会)

第7条 本会に、正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を理事長に提出して会員となる。

- 2 理事長は、前項の入会申込者が第6条第2項の条件に適合すると認められたときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。
- 5 団体会員として入会を希望する団体は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、死亡又は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(退 会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を1ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき

(会費の不変換)

第12条 既に納入した会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員をおく。

- 理事 6名以上 15名以内
- 監事 2名以内

2 理事の中から理事長1名を定めるものとし、常務理事3名以内をおくことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長1名は理事の互選により選任する。
- 3 常務理事は、理事会の承認を得て、理事の中から選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 5 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。
- 6 役員に異動がある時は、遅滞なくその旨を所轄庁に届けなければならない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を処理する。
- 4 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が役員としてふさわしくない行為があると認められる時は、その任期中であっても、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員には、報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁する事ができる。
- 3 役員報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(顧問及び参与)

第19条 本会に、顧問及び参与若干名をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べる

ことができる。

第4章 会 議

(種類及び開催)

第20条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で必要と認めるとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から請求があったとき
 - (3) 第15条第4項の規定により、監事が招集したとき
- 4 理事会は、毎年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(構 成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第22条 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。

- 2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(総会の権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 定款の変更
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 本会の解散又は合併
- (6) 会費の額
- (7) 資産管理の方法
- (8) 前各号のほか、理事会より付議された事項
- 2 理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。
 - (1) 総会で議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議 長)

第24条 総会及び理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 会議は、総会にあっては、これを構成する正会員の3分の1以上、理事会にあっては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 26 条 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長がこれを決する。

- 2 正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。
- 3 前項の場合における前条の規定については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者数付記）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 運営組織

(委員会及び部会等)

第 28 条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第 29 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 31 条 本会の資産の管理は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第33条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

- 2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第38条 総会の決議に基づいて本会を解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得て解散することができる。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法

人入力情報欄)に掲載して行う。

第9章 雑 則

(施行規則)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て定める。

付 則

- 1 この定款は、法人設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第14条第1項から第3項までの規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人設立の日から平成14年度の最初の通常総会までとする。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第34条規定にかかわらず、法人設立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人） 年間会費 3000円
 - (2) 個人賛助会員 年間会費 2000円
 - (3) 団体賛助会員 年間会費 5000円

別 表 設立当初の役員

役職名	氏名
代表理事	要倉 大三
理 事	尾作 武
同	北澤 正直
同	山崎 隆男
同	小松 澄子

役職名	氏名
理 事	湊 真人
同	佐々木 昭一
同	三宮 有治
同	佐保 勲
同	高橋 美津子
監 事	矢部 幸子